

次世代育成支援対策推進法に基づく  
国立大学法人香川大学行動計画（第4期）

仕事と子育てを両立できる職場環境の整備をはかり、職員が生き生きとしてそれぞれの能力を十分発揮できるよう、次により行動計画を策定・実施する。

- 1 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間
- 2 推進体制  
職業家庭両立推進者を責任者として年度毎に目標の実施状況を調査し、分析・評価を行う。
- 3 目標及び対応策

**子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備**

目標1：配偶者出産休暇制度を拡充する。（対象職員の範囲を非常勤職員まで拡大）  
（対策）

- 平成27年4月～ 非常勤職員就業規則を改正する。
- 平成27年4月～ 配偶者出産休暇について、全職員に周知する。

目標2：男性の育児参加を促進するための環境・風土づくりに取り組む。  
（対策）

- 平成27年4月～ 男性職員の意識、要望等を把握する。
- 平成27年4月～ 制度の周知及び情報提供を行うことにより、制度の利用促進を図る。
- 平成27年4月～ 管理者に対し、行動計画、諸制度、両立支援等に関する教育・啓蒙を行う。

**働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備**

目標1：時間外勤務の削減のために、継続的な取り組みを行う。  
（対策）

- 平成27年4月～ 時間外勤務の個人別時間数を集計し、年1回以上管理者あてに通知することにより、時間外勤務の削減を要請する。
- 平成27年4月～ ノー残業デーを週1回以上設定する。
- 平成27年4月～ 管理者に対し、時間外勤務の指示方法・管理方法についての指導を行う。
- 平成27年4月～ セミナー等を開催し、働き方の見直しに対する意識啓発を行う。